

2021年（令和3年）10月28日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階

一般社団法人生命保険協会

会 長 高 田 幸 徳 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 鈴 木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712

説明用資料等の分析結果報告と再度の申入れ

当法人は、貴協会に対し、2019年（平成31年）4月23日付申入書及び2019年（令和元年）11月25日付再申入書により、貴協会の会員たる生命保険会社各社に対し、消費者が、銀行を保険募集人として契約した外貨建て生命保険契約をクーリング・オフした場合に、生命保険会社各社において円入金特約を締結しているときでなくても、返金を外国通

貨で行うことなく円貨で行う旨指導していただきたく申し入れましたところ、令和元年5月31日付回答書及び令和元年12月25日付で貴協会より回答書を受領致しました。

貴協会の回答書において、「外貨建て保険の商品パンフレット等の『注意喚起情報』やクーリング・オフ専用の注意喚起ビラにおける記載については会員各社の創意工夫によって更なる改善が図られるものと考えている」等の記載があったことを受けて、当法人は、貴協会に対し、2021年（令和3年）3月11日、貴協会の会員各社が使用されている外貨建て生命保険契約のクーリング・オフ等について消費者に説明する、外貨建て保険の商品パンフレットや注意喚起ビラ等の資料のご提供を求めましたところ、快く応じていただき、2021年（令和3年）4月27日付けで資料をいただいております。まことにありがとうございました。

さて、このたびご提供いただきました外貨建保険販売各社（16社）の契約締結前交付書面等の記載につき、当法人では以下のとおり分析しましたので、ご報告致します。

1 記載場所等の形式面について

商品パンフレットの後部に注意喚起情報等を掲載している保険会社は、次の11社でした。このように、商品パンフレットの後部に注意喚起情報等を掲載している場合、総ページ数の半分程度が商品説明に使われており、目次（インデックス）もなく、「注意喚起情報」がどのページから掲載されているのか不明瞭なものがほとんどでした。

クレディ・アグ リコル生命	大 樹 生 命	P G F 生 命	明 治 安 田 生 命
住 友 生 命	太 陽 生 命	マニユライフ生命	三井住友海上フ ライマリー生命

第一フロンティア生命	日本生命	メットライフ	
------------	------	--------	--

注意喚起情報等の契約締結前交付書面を商品パンフレットとは別冊にしている保険会社は、次の5社でした。

フルテノンシャル生命	オリックス生命	ソニー生命
ジブラルタ生命	ニッセイ・ウェルス生命	

クーリング・オフについて、注意喚起情報とは別個にチラシを添付している保険会社は、次の2社でした。

ソニー生命	太陽生命
-------	------

2 記載内容等の実質面について

外貨建て生命保険への加入条件として「円入金特約」の付加を必須にしている会社及び「円入金特約」を取り扱っていない会社が各1社ありました。

その余の14社の注意喚起情報に記載されているクーリング・オフの説明文においては、クーリング・オフによる返還金は、「円入金特約」を付帯していなければ、外国通貨での返還になり、損失が伴う可能性があることは一応、記載されています。

しかし、このような説明文を消費者が一読して理解することは、以下のような、現実の外貨建て生命保険の窓口販売における状況にかんがみると、およそ期待できないと考えられます。

- ① 消費者が販売窓口の金融機関に一時金として渡す保険料は預金や投資信託の満期金等の円貨であるのが通例であり、消費者には外貨入金という意識が存在していない場合が多い。
- ② 消費者が販売窓口の金融機関で外貨預金口座をつくることを勧められ、当口座から保険会社に保険料を入金する手続きがとられたとしても、消費者の意識内容としては、円貨を販売窓口に渡した時点でもって保険料は円貨で支払を済ませたと思うのが通例である。

- ③ 消費者にとって、従前経験のある円貨建て保険契約ではありえなかった「円入金特約」の内容は、そもそも分かりにくく、しかも円入金特約とクーリング・オフの関係を口頭説明する販売窓口はほとんど見当たらない。
- ④ 販売窓口では商品説明に力を入れており、クーリング・オフについては口頭説明がなされないのが通例であり、また、消費者が勧誘を受けている最中に注意喚起情報を熟読する時間を与えられることはない。
- ⑤ 仮に消費者が注意喚起情報のクーリング・オフに関する記載を読んだとしても、そもそも「指定通貨で返還」と記載されているところの「指定通貨」自体が分からないことも多い。

外貨建て生命保険の仕組みの難しさと販売窓口の口頭説明不足の現状を踏まえると、貴協会の会員各社の契約締結前交付書面に対する改善努力は認められるものの、現状の契約締結前交付書面では当法人が問題とする状況の根本的な解決には至っていないと評価せざるを得ません。

そこで、当法人としては、繰り返しにはなりますが、銀行窓口販売の外貨建て生命保険のクーリング・オフがなされた場合、円入金特約を付したか否かにかかわらず、消費者に対し、消費者が支払った円貨を返金する旨のシステム的な改善が必要であることを改めて指摘させていただきます。

つきましては、本書面に対する貴協会のご回答を2021年（令和3年）11月30日までに文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本書面に対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上